

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市再生推進法人の指定
概要	都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、一定の要件を満たしたまちづくり団体を地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定した法人をいいます。 まちづくり団体は、市長に対し都市再生推進法人の指定の申請を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	都市再生特別措置法第118条 大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項 ( <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263881.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263881.html</a> )
審査基準	○大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。 （1）まちづくりの推進を活動目的としていること （2）申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること （3）大阪市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること （4）業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること （5）業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること （6）大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が所属していないこと
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	都市再生推進法人指定申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000276868.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000276868.html</a>
備考	